

第1回
再編整備後の九条東小学校
校地活用検討会議

令和6年3月15日
大阪市西区役所

経緯

- 「大阪市立学校活性化条例」では、学級数12～24を適正規模と規定し、適正規模を満たさない学校については「学校再編整備計画」を作成することとしています。
- 令和5年12月19日の大阪市教育委員会会議において、令和11年4月（予定）に、九条東小学校を九条南小学校と九条北小学校に統合することが承認されました。
- 統合後の九条東小学校の校地をどう利活用していくかについては、今後、地域関係者の意見をお聞きし、区役所で検討するため、本件会議を設置することとしました。

これまでの経過と 今後の進め方（フロー）

学校再編整備計画案の作成にあたり、地元の地域団体、PTA と話し合いを重ねるとともに、令和5年11月に住民説明会を3回開催しました。
いただいた意見等を踏まえ、学校再編整備計画案を作成しました。

住民説明会及び住民説明会後の地域関係者の意見等を総合的に判断し、学校再編整備計画案を取りまとめ、令和5年12月19日に教育委員会会議に上程し、議決されました。

「再編整備後の九条東小学校 校地活用検討会議」、「九条東小学校・九条南小学校 学校適正配置検討会議」「九条東小学校・九条北小学校 学校適正配置検討会議」を設置し、地域や保護者の代表等からご意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

適正配置対象校の区分

学校再編整備計画案の作成

学校再編整備計画案の上程

学校再編整備計画の公表

現在

市会

学校適正配置

・教育委員会が、学校現況調査(5月1日現在)及び住民基本台帳からの未就学児データより作成した推計より、適正配置対象校を区分
・区分した適正配置対象校を区担当教育次長へ報告
○大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第3条各号により区分

区担当教育次長において、区分された適正配置対象校の学校再編整備計画案を作成(計画の内容:実施時期、実施後の所在地、学級数・児童数の推移・見込み、実施方法、施設の整備計画、通学路及び通学路の安全対策等)
○大阪市立学校活性化条例第16条5項、規則第4条、第5条

教育委員会会議による審議及び議決
(令和5年12月19日)

教育委員会会議で議決された計画を区役所のホームページで公表(令和5年12月26日)
○条例第16条6項、規則第4条、第5条

校地活用検討会議(地域住民による構成)からの意見

意見聴取を行う
・再編整備後の九条東小学校校地における地域防災拠点機能や地域コミュニティ機能に関すること及び九条東小学校校地の活用方針に関すること
○学校跡地活用にかかる定期借地制度等新ルールについて(①-【留意点】)、大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針(Ⅲ-9)

教育委員会会議による学校設置条例の改正案議決
市会への学校設置条例改正案の上程

計画に変更が生じれば、区から教育委員会へ変更案を提出し、教育委員会会議の議決を経て、改めて公表

校地活用検討会議で取り扱う事項

再編整備後の九条東小学校校地活用検討会議

設置趣旨

区役所から学校再編整備計画について具体的な計画をお示しし、委員よりご意見を聴取

委員構成

九条東地域・保護者の代表等

検討事項

- ・ 再編整備後の学校校地における地域防災拠点機能や地域コミュニティ機能に関すること
- ・ 再編整備後の学校校地の活用方策に関すること
- ・ その他必要な事項に関すること

校地活用検討会議委員・会議について

委員について

役割

学校配置の適正化による再編整備後の九条東小学校校地の在り方を考え、今後の活用方策に関する事項について、九条東地域住民等が西区長に意見を表明

任期

統合する日の前日まで
(令和11年3月31日まで)

服務

- ・職務上知り得た非公開の情報を任期中・退任後も漏らすことの禁止 など

解嘱

- ・心身の故障により、職務の遂行が困難となった場合
- ・服務に抵触する行為があった場合

会議について

招集者

西区長

開催頻度

年2～3回

開催手法

原則公開。ただし、非公開情報を取り扱う場合は当該項目について非公開とすることができる。

※非公開情報の例

- ・個人情報で公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある
- ・法人その他の団体に関する情報で公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある
- ・本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることで当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある など

その他

西区長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

校地活用検討会議で取り扱わない事項

九条東小学校・九条南小学校、九条東小学校・九条北小学校
学校適正配置検討会議

設置趣旨

区役所から学校再編整備計画について具体的な計画をお示しし、委員よりご意見を聴取

委員構成

各地域の地域住民、児童の保護者、学校協議会の構成員等

検討事項

- ・ 学校再編整備計画に関すること
- ・ 学校名、標準服、その他統合に向け必要な事項等

校地活用検討会議で取り扱わない事項

統合後の学校を基本に実施することとなっている事業

いきいき放課後事業の運営

統合後の実施環境などについては、事業受託者と本市で協議し、整理します。

学校開放3事業の運営

- ①生涯学習ルーム事業（九条東小学校は現在休止中）
- ②学校体育施設開放事業
- ③小学校区教育協議会－はぐくみネット－事業

未利用地の等の活用に係る本市の指針について (令和4年7月時点)

■大阪市未利用地活用方針 (平成19年)

処分検討地・継続保有地・事業予定地に分類、売却を重点においた取組



■未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針 (令和4年)

定期借地制度等運用の分類

- (1) 売却が困難又は活用まで長期間を要するもの
- (2) 施策等推進・実施において貸付が適当なもの
- (3) 学校跡地など、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続又は新たに設ける必要があるもの

※学校跡地において、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続する必要があるなど、一定の場合に定期借地制度等を適用できることとなった。

※活用案について、資産流動化プロジェクト用地チーム (関係局) によるフィルタリング等のチェック機能を経て「戦略会議」「副市長会議」等に諮り、市の意思決定を得る必要がある。

九条東小学校の概要等

■ 西区九条2丁目6番2号 (住居表示)

■ 校区人口 5,048人 (2020年国勢調査)

■ 敷地面積 5,389m² (実測)

■ 用途地域 商業地域

■ 容積率 西側400% 東側600%

■ 建ぺい率 80%

■ 準防火地域

■ 延床面積 4,693m²

■ 接面道路の状況

南東側：市道 (現況幅員約80m)

南西側：市道 (現況幅員約25m)

北西側：市道 (現況幅員約8m)

北東側：市道 (現況幅員約4.5m)



今後必要となる地域防災拠点機能

現行の地域防災拠点機能の確保をめざす

■避難可能人数の確保

災害時避難所： 450人

一時避難場所： 610人

津波避難ビル：1,508人

■備蓄物資の保管に必要な倉庫の確保

■電源や水道設備の確保

■定期的な防災訓練の実施機会の確保

■訓練や災害時の施設管理者としての協力体制

現状と課題

- 九条東小学校はこれまで、地域防災拠点機能（災害時避難所など）や地域コミュニティ機能（地域活動の拠点、選挙の投票所など）を担ってきました。
- 一方で、九条東地域には公園がなく、小学校以外の公共施設がほとんどありません。
- また、校地の利活用にあたっては、用途地域による制限や既存建物の建築状況、事業用定期借地権設定など活用手法の検討といった観点からの検討が必要です。



求められる機能と各種観点を踏まえた実現性のある幅広い活用方法の検討のため、令和6年度にマーケットリサーチを実施します。

マーケットリサーチ（市場調査）について（令和6年度予算議決後、有効）

- ・ **活用計画案を検討するための予備調査を実施**

※九条東小学校のポテンシャルを確認し、活用案検討の円滑化を図ることを目的とする。

業務内容

- ・ 校地周辺地域の現況調査と課題抽出
- ・ 民間事業者の活用ニーズの把握
- ・ 校地活用の方向性の検討と活用アイデアの提案
- ・ 校地活用検討会議での業務遂行状況の報告 など

事務局

- 担 当 西区役所総務課（教育担当）
- 電話番号 06 - 6532 - 9743
- 電子メール tf0001@city.osaka.lg.jp